

～ 平成29年7月以降の制度改正等についてお知らせします ～

第1 70歳以上の組合員等の高額療養費及び高額介護合算療養費について

1 平成29年8月1日からの改正

70歳以上の者の高額療養費算定基準額が引上げられます。

所得区分「現役並み」の者は44,400円から57,600円に、所得区分「一般」の者は12,000円から14,000円に、世帯合算の場合は44,400円から57,600円に引上げられます。また、所得区分「一般」の者には年間上限額144,000円が新たに設定され、8月からの1年間の医療費の自己負担額が当該額を超えた場合についても高額療養費が支給されることとなります。

2 平成30年8月1日からの改正

(1) 70歳以上の者の高額療養費算定基準額が引上げられます。

所得区分「現役並み」の者は区分が3区分に細分化され、外来及び世帯合算を問わず限度額が引上げられます。

○現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標準28万円以上 国民・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標準26万円以下 国民・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間14.4 万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万～ 標準83万円以上 課税所得690万以上	252,600円 + 1% <140,100円>	252,600円 + 1% <140,100円>
年収770万～1160万 標準53～79万円 課税所得380万円以上		
年収370万～770万 標準28～50万円 課税所得145万円以上		
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間14.4万 円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

(2) 高額介護合算療養費算定基準額について、所得区分「現役並み」の者は区分が3区分に細分化され、外来及び世帯合算を問わず限度額が引上げられます。

<現行>

	70歳以上(注2)
現役並み(年収370万円～) 健保 標準28万円以上 国民・後期 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標準26万円以下 国民・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

<平成30年8月～>

	70歳以上(注2)
年収約1160万～ 標準83万円以上 課税所得690万以上	212万円
年収770万～1160万 標準53～79万円 課税所得380万円以上	141万円
年収370万～770万 標準28～50万円 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標準26万円以下 国民・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

[参考]70歳未満(注2)
212万円
141万円
67万円
60万円
34万円

細分化+
上限引き上げ

据え置き

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

第2 入院時の生活療養に係る自己負担額の引き上げについて

1 平成29年10月1日からの改正

入院時生活療養費の生活療養標準負担額（自己負担額）のうち居住費にかかる部分について「医療の必要性の低い者」の場合は320円から370円に、「医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く）」の場合は0円から200円に引上げられます。

2 平成30年4月1日からの改正

「医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く）」の場合、200円から370円に引上げられます。

<現行>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者（B、C以外の者）	1日につき320円
B	医療の必要性の高い者※1 （指定難病患者を除く）	1日につき0円
C	指定難病患者※2	1日につき0円

<見直し後>

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者（B、C以外の者）	（平成29年10月1日から）1日につき370円
B	医療の必要性の高い者※1 （指定難病患者を除く）	（平成29年10月1日から）1日につき200円 （平成30年4月1日から）1日につき370円
C	指定難病患者※2	1日につき0円

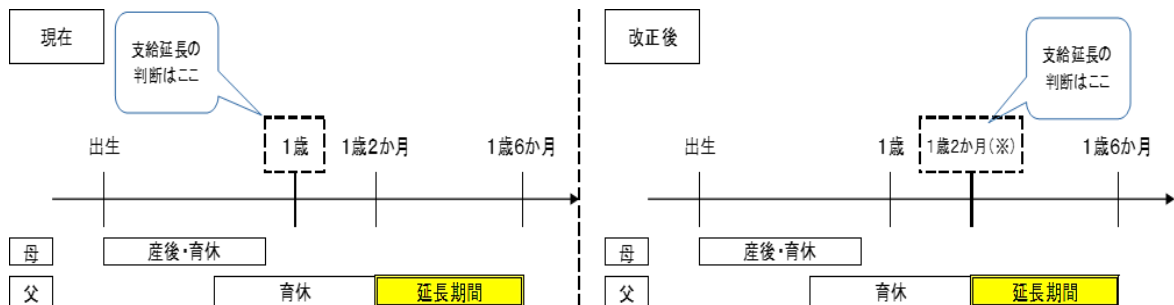
※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

第3 育児休業手当金の改正について

1 平成29年7月1日からの改正

パパ・ママ育休プラスの適用を受けている方について、育児休業手当金支給期間延長に該当するかの判断は、従前は、1歳時点で待機児童であるかどうかにより判断していましたが、今般、子が1歳～1歳2か月の間に、パパ・ママ育休プラスによる育児休業手当金支給期間の終了日時点で待機児童等であるかを判断するよう地方公務員等共済組合法施行規則が改正されました。



(※) パパ・ママ育休プラス制度により育児休業手当金の支給が1歳以降に延長されている場合、その延長された期間の末日後

2 平成 29 年 10 月 1 日からの改正

<改正内容>

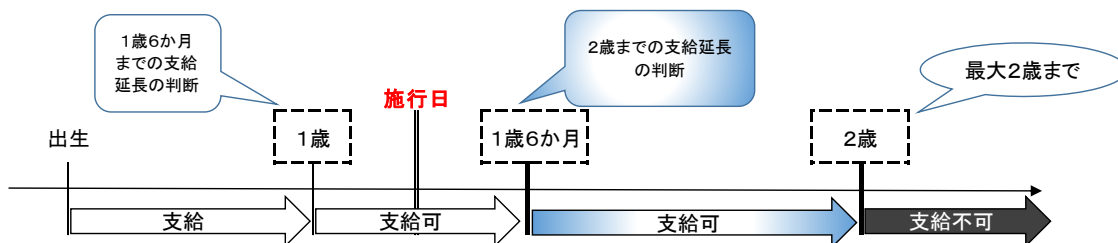
組合員が育児休業等をした場合、当該育児休業等により勤務に服さなかった期間で当該育児休業等に係る子が1歳に達する日までの期間について、育児休業手当金が支給されることとされています。ただし、その子が1歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、その子が1歳6か月に達する日まで、育児休業手当金の支給期間を延長することができることとされています。

今回の改正により、当該育児休業等に係る子が1歳6か月に達した日後の期間についても引き続き育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、その子が2歳に達する日まで、支給期間を延長することができることとなります。当該延長の要件については、現行の1歳に達した日後から1歳6か月に達する日まで支給期間を延長する際の要件を準用することとなります。

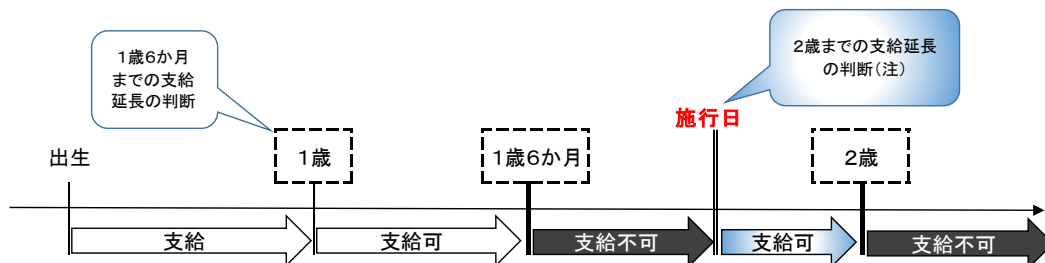
<適用関係及び取扱い>

- (1) 施行日以降に2歳に達する子（平成 27 年 10 月 2 日以降に出生した子）に係る育児休業等について、適用となります。ただし、施行日前に1歳6か月に達した子に係る育児休業等については、1歳6か月に達した日以降も施行日まで引き続き総務省令に定める場合に該当している場合に限り、施行日以降2歳に達するまでの間、支給期間の延長を認めることができます。

① 施行日以降に子の年齢が1歳6か月に達する場合



② 施行日前に子の年齢が1歳6か月に達する場合



(注) 1歳6か月に達した日以降、施行日までの間引き続き総務省令に定める場合に該当するときのみ。

- (2) 1歳に達した日後から1歳6か月に達する日まで延長する要件と1歳6か月に達した日後から2歳に達する日まで延長するときの要件は、下記例のように、それぞれ異なる要件であっても、同じ要件であっても差し支えありません。

- (例1) 1歳～1歳6か月は配偶者の死亡、1歳6か月～2歳は保育所の理由
(例2) 1歳～1歳6か月は配偶者の死亡、1歳6か月～2歳も配偶者の死亡

- (3) 上記(1)のとおり、本改正による支給延長の対象者は、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの全期間において、育児休業手当金の支給要件を満たす者となります。そのため、子が1歳に達した日後から1歳6か月に達する日までの期間に、育児休業等を取得中でありながら育児休業手当金を支給されていなかった期間がある者については、本改正による支給延長の対象とはなりません。
- (4) 1歳に達した日後から1歳6か月に達する日まで延長する要件と1歳6か月に達した日後から2歳に達する日まで延長する要件が同じであったとしても、原則として1歳時点に行う手続きと同様に1歳6か月に達する日後に係る書類を改めて提出を求める必要があります。
- (5) 施行日前に1歳6か月に達した子に係る育児休業等について、支給期間の延長を認める場合は、施行日時点で総務省令に定める場合に該当していることを確認できる書類の提出を求める必要があります。なお、保育所の事情等により育児休業等を延長する場合は、市区町村長が発行する入所不承諾通知書等を持って確認することとなるが、申込日等の事情により、既に施行日時点における状態を証明する入所不承諾通知書を取得できない場合には、その旨の申し出が必要です。
- (6) 育児休業等について一度終了した後、育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当したことにより育児休業等を再取得した場合には、再取得した日から子が2歳に達する日まで、支給期間を延長することができます。

**公立学校共済組合山形支部
給付担当
TEL 023-630-2884, 2886**